

平成27年第4回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

有川 智

押印掲載
を省略

1 日時 平成 27 年 11 月 12 日 (木) 10 時 00 分～11 時 40 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第四委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

伊藤 幸雄

財政局 契約課 管理係長

田村 修一

都市整備局 参事兼技術管理室長

小林 法夫

都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画係長

佐久間 寛

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 給水部 管路整備課長

境 潔

水道局 給水部 管路整備課 工事一係長

相澤 喜直

交通局 総務部 財務課長

佐藤 純一

交通局 総務部 財務課 契約係長

鈴木 善弘

交通局 鉄道技術部 施設課長

佐藤 雅志

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 製造供給部 建設課長

庄司 陽一

ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長

亥ノ瀬 広記

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 有川 智 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～21) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P22) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 27 年 4 月 1 日～6 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 128 件。昨年は 138 件であった。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件は無かった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 108 件で、内訳は市長部局 87 件、水道局 14 件、交通局 1 件、ガス局 6 件である。</p> <p>指名競争入札は 9 件で、内訳は市長部局 7 件、交通局 2 件である。</p> <p>随意契約は 11 件で、内訳は市長部局 4 件、水道局 1 件、交通局 2 件、ガス局 4 件である。案件としては既に発注している関連工事、特殊設備の更新工事、緊急工事が多い。</p> <p>(資料 P1～21 参照)</p>
指名停止の状況について	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 27 年 7 月 1 日～9 月 30 日)における指名停止案件は 3 件である。</p> <p>(株)カナデンは、「贈賄」によるもので、日本貨物鉄道(株)が発注した物流施設工事において、便宜を図ってもらう見返りに、社員に対し接待したとして、贈賄容疑で逮捕され、起訴されたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下と規定しているため、今回の停止期間は 1 ヶ月とした。</p> <p>(株)コーケンは、「建設業法違反」によるもので、寄宿舍に隣接する倉庫に引火性の塗料等を貯蔵し、労働者の生命の保持に必要な措置を講じなかったとして、横浜簡裁より罰金の略式命令を受け刑が確定した。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を 1 ヶ月以上 1 年以下と規定しているため、今回の停止期間は 1 ヶ月とした。</p>

		(株)東洋実業は、「談合又は競争入札妨害」によるもので、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備点検業務の入札において、当該入札に参加した9社と談合したとして、談合罪で略式起訴されたもの。指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を4ヵ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は4ヵ月とした。9社による談合だが仙台市登録業者はこの1社だけであった。 (資料 P22 参照)
指名停止期間について	委員	カナデンの案件で、社員が接待したとあったが、役員が接待した場合は、指名停止期間は長くなるのか。
	事務局	指名停止要綱で規定しており役員等が行った場合は、期間が長くなる。
	委員	上司の指示で部下が接待を行った場合で、部下だけが逮捕された時はどうなるのか。
	事務局	起訴する際に十分に捜査した結果、部下だけを逮捕したのではないかと思われる。
	委員	起訴された社員の役職で指名停止期間が決まるのか。
	事務局	そうである。
	委員	逮捕された後、指示系統が不明瞭で起訴されないときはどうなるのか。
	事務局	逮捕された時点で指名停止することとしている。起訴されなければ指名停止を解除する。
	委員	要綱で規定しているのか。
	事務局	要綱の別表で定めている。
	委員	逮捕されても証拠、嫌疑不十分で起訴されない場合もあり、指名停止は解除されるが一定期間不利益を被る。仙台市だけではなく他都市の規程も同様であると思われるが、どうなのかと思う。
	事務局	大きな案件の場合は、他都市の事例も参考にして内容を定めている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる128件の工事のうち、松尾委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10件を報告（詳細は資料 P23 参照。）。

2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ① 仙台市富沢駅周辺土地地区画整理事業 地区内道路舗装工事
- ② 土木遺産仙台市煉瓦下水道（仮称）「ふれあいかん」建設工事
- ④（仮称）仙台市西山コミュニティ・センター新築工事

⑤宮城野区管内舗装補修工事（3工区・その1）

◆指名競争入札

⑨（市）青葉山亀岡線歩道整備工事（3工区）

◆随意契約

⑩仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業6号公園整地外工事

（3）抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業 地区内道路舗装工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、富沢駅周辺土地区画整理事業地区内 10 数カ所の舗装工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格は、過去の類似及び同種工事の発注実績から、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（舗装工事の格付評点が 700 点以上）、施工実績等の資格を設定した。</p> <p>平成 27 年度入札案件から入札参加資格で新たに社会保険等に参加していることを要件とした。</p> <p>入札参加申請者は 18 社で、18 社による入札を行い、15 社が総額判断基準価格を下回り、3 社が失格基準を下回った。5 社が同額で、くじの結果ヤマトワーク（有）を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料 P24～27 参照）</p>
失格基準について	委員	3 社が失格基準を下回ったが、どの費目が下回ったのか。
	事務局	日道建設(株)が一般管理費、宮城建設工業(株)と(株)渡邊舗装工業が純工事費を下回り失格となった。
同額くじ引きについて	委員	同額 5 社によるくじ引きとなったが、これは積算しやすく、これくらいの価格ならとれるという工事なのか。
	事務局	舗装工事は積算が容易で、同額のくじ引きとなることが多い。
	事務局	最近宮城県、仙台市では予定価格を事前公表しており舗装工事案件はくじ引きが多い。国では予定価格事後公表を進めているが、県、市では過去の経緯から事前公表にしている。しかし、工事価格を算出する民間のコンサルタント会社が予定価格から逆算して入札価格を積算して工事請負業者が応札している場合もある。
	委員	入札時の内訳書は、一般管理費の内訳も分かるのか。
	事務局	そこまでは分からない。

	委員	実際内訳書を見てみると同額である場合もあるのか。
	事務局	あるときもある。
	委員	同じコンサルタント会社に積算を依頼することにより、同一の入札価格が積算されるが実際は、業者によってその価格で施工できないこともあるのか。
	事務局	舗装だけの工事は、定型的な工法で積算しやすいが、土木工事では、側溝や構造物を入れたりして施工時期等にもより積算が異なる。 舗装業界は、失格基準で落札してでも仕事をとる傾向がある。
	委員	どうして1円単位まで同じ積算ができるのか不思議である。
	事務局	応札価格は、積算書、図面から会社でどのくらいでできるか積算して、その価格に経費率を掛けて算出する。 舗装工事は、積算が単純であり予定価格が公表されているので逆算して応札価格を算出している。
	委員	予定価格を公表して、総額判断基準価格を上回っている会社が3社しかない。震災後労務単価は上がっているが予定価格は適正なのか。
	事務局	労務単価は、市場調査を行い決まっており、歩掛も国で決めており問題ない。
	委員	会社により人件費は異なるが、積算により失格基準合計額で落札した時は、人件費を確認しないが、その後に積算内訳書を確認した時にその額が低いと判明してもそれはそれで仕方がないということか。
	事務局	舗装業界は自社の従業員が多く、土木業界は下請けに出すので従業員が少ない。よって、舗装業界はこの金額なら大丈夫と積算できる。
電子くじ引きについて	委員	電子くじは前回説明を受けたとおろか。
	事務局	そのとおりである。
	委員	委員が改選された時は、説明文を付けて欲しい。
	事務局	了承した。
	事務局	舗装工事は、積算が容易で同額での入札が多く、金額が低く総合評価の対象とならない。試行で低い金額から技術提案等の試行も考えている。
総合評価提出書類について	委員	総合評価とその他の案件では提出書類は異なるのか。
	事務局	提出書類は異なる。総合評価案件は提出書類も多く、その書類作成にも時間は掛かる。
	委員	総合評価で書類作成等に時間が掛かるのであれば、入札参加を躊躇する業者もでてきて、入札が成り立たないのではないかと懸念される。
	事務局	総合評価は、国では1千万円以上の案件であり、地方自治体でも導入が進んでおり業者も仕方がないと思っている。

「②土木遺産仙台市煉瓦下水道（仮称）「ふれあいかん」建設工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>施工場所は、市民会館の隣に SL がある公園のところである。</p> <p>本工事は、土木遺産に認定された煉瓦下水道の見学施設を建設するものである。</p> <p>入札方式は、総合評価方式簡易 I 型とした。</p> <p>入札参加資格は、過去の類似及び同種工事の発注実績から、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績等の資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行い、(株)鈴木建設を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、(株)鈴木建設を落札者に決定した。</p> <p>（詳細は資料 P28～30 参照）</p>
入札金額等について	委員	入札経過表は、税抜き価格か。
	事務局	そうである。
	委員	仙台市内で施工できる企業は少ないのか。技術的に問題があるのか。
	事務局	<p>特殊な工事ではないが施工場所が公園の近くであり、あまり人気のない工事である。</p> <p>結果として応札がありよかった。</p>
工期の理由について	委員	この工事は終了したのか。
	事務局	平成 28 年 1 月 29 日まで工期延長した。
	委員	契約変更は、金額も変更か。
	事務局	今詳しい変更内容がわからないが、本案件は下水道部門の発注だが、西公園の整備も行われており、その調整で工期が延長したのではないかと思われる。

「④（仮称）仙台市西山コミュニティ・センター新築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、宮城県の宿舎跡に（仮称）仙台市西山コミュニティ・センターを新築する工事である。</p> <p>入札方式は、総合評価方式簡易 I 型とした。</p> <p>過去の類似・同種工事の実績から、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 900 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 9 社で、9 社による入札を行い、総額判断基準を下回った会社は 9 社、その内失格基準を下回った会社は 6 社（株）阿部和工務店</p>

		を落札候補者とし、資格審査資料を審査の結果、同社を落札者と決定した。 (詳細は資料 P34～36 参照)
失格基準価格について	委員	入札金額について、佐元工務店、仙台土木建築工業は、落札者より高いが失格基準価格のどの費目で失格となったのか。
	事務局	佐元工務店は、現場管理費で、仙台土木建築工業は、一般管理費で失格となった。
	委員	現場管理費、一般管理費とは、具体的に工事のどの部分なのか。
	事務局	一般管理費は会社の利益になり得る経費、現場管理費は労務者に支払う給与等の経費である。
	委員	失格基準価格には、一般管理費等とあるが、「等」とは何か。一般管理費が会社の利益であれば、そこを低く抑えてもよいのではないか。
	事務局	社会保険等の会社の経費が抑えられてしまうので問題となる。失格基準では、各費目で率は異なっており、一般管理費等の率は低く設定している。法人税や株主配当金等が「等」に該当する 〔*当日の委員会において「等には社内打合せ経費がある。」と回答しましたが、正しくは「法人税や株主配当金等が「等」に該当する」でした。〕
	委員	舗装工事は微妙な金額で失格となっているので、会社に負担とならない経費は失格基準の対象外とした方がよいのではないか。
	事務局	一般管理費等の失格基準の率を高くすることになれば、そのようなことも検討しなければならない。
評価項目について	委員	総合評価調書の評価項目 ク 表彰歴に点数があるがどのような場合に配点されるのか。
	事務局	ク (1)について、仙台市では優良工事の技術者を表彰している。(2)については、東北地方整備局が取りまとめた県、市を含めて行っている制度で安全管理に優秀な工事について、安全管理に寄与した企業を表彰しているものである。
	委員	(1)は個人で、(2)は企業か。
	事務局	(1)は技術者がいる企業である。(2)はそのとおりである。
	委員	仙台市内にも表彰企業はあるのか。
	事務局	(2)は、仙台市内で4件表彰されている。点数は0.5点となる。
	委員	表彰された技術者がいればその会社が加点となるのか。
	事務局	そうである。
入札環境について	委員	震災後不落随契が増えたが、本案件では6社が失格している。状況が変わってきているのか。

	事務局	不調率、震災前は 11%くらいで震災直後は 34%くらいになった。平成 22 年度 11.6%、23 年度 32%、24 年度 34.4%で、27 年度 20%を切る。宮城県では震災復興はまだ続いているが、仙台市は今年度で終了するので工事は発注済みであり、今年度から通常事業を発注しているが件数は少ない。 本案件は発注時期も年度初めであり各会社がまだ技術者に余裕があった。
評価項目について	委員	評価項目 テ (2) 維持工事とはどのようなものか
	事務局	地元企業の地域貢献を評価する項目である。利益が小さくても受注した点を評価するものである。内容としては道路等の維持工事等である。
	委員	優良企業、地域貢献で点数は加算されるが、事故があった場合はどうなるのか。
	事務局	項目 エ で評価を行い、事故、不正行為は、マイナス点となる。
	委員	安全講習会の評価項目はどれか。
	事務局	入っていない。
	委員	ケ 継続教育の取組とは何か。
	事務局	技術者が施工管理士会連合会等主催の継続教育研修を受ける取組である。その中に安全教育も含まれる。

「⑤宮城野区管内舗装補修工事 (3 工区・その 1)」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、宮城野区の一部、岩切、幸町、白鳥等の舗装修繕工事である。 入札方式は制限付き一般競争入札とした。 入札参加資格は、過去の類似・同種工事の発注実績を勘案し、地域要件 (仙台市内に本店を有すること)、格付評点 (舗装工事の格付評点が 600 点以上)、施工実績の要件等についての資格を設定した。 入札参加申請者は 10 社で、1 社辞退、9 社による入札を行い、総額判断基準を全社下回り、8 社同額によるくじびきの結果仙台アスコン (株) を落札候補者とし、資格審査の結果、同社を落札者と決定した。 (詳細は資料 P37~39 参照)
判断基準について	委員	総額判断格基準価格・失格基準価格に関する入札の傾向は案件①の舗装工事案件と同じか。
	事務局	区の発注であるが同じである。市内の舗装業者は 3 千万以下の小額でないといけない業者が多く 1 億を超えると施工できる業者は少なくなる。

「⑨（市）青葉山亀岡線歩道整備工事（3工区）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、青葉山亀岡線、川内から東北大学工学部にいく突き当りの丁字路の歩道整備工事である</p> <p>平成26年度中11月、12月に2回制限付き一般競争入札（総合評価）を公告したものの、入札参加者がいないため不調となった案件であり、早急に契約する必要があったため、入札方式を指名競争入札とした。</p> <p>仙台市契約業者指名基準に基づき、類似工事の施工実績のある、市内に本店を有する舗装業者10社を選定し、指名した。</p> <p>その結果、9社が辞退し、日建工業（株）が落札した。</p> <p>（詳細は資料P50～51参照）</p>
工事内容について	委員	この工事は舗装以外の工事も含まれているのか。予定価格をみると大きいのが舗装工事業者では難しいので辞退が多いのか。
	事務局	平成26年度中11月、12月は舗装業者も技術者がいない状況であった。工事自体も難しいものであり、交差点の中でかさ上げしながら舗装作業もある。結果今まで行っていた業者が落札した。
落札業者について	委員	今まで行っていた業者が落札したとあるが、3工区以外の1、2工区か。
	事務局	そうである。同じ路線である。
	事務局	以前、同じ路線は同業者が行っていた。しかし、特命とする理由はないので分割して競争入札としている。
	委員	設計金額は妥当なのか。
	事務局	1、2回公告時の設計図書購入業者から設計内容について聞き取りを行い、設計内容を見直して今回設計した。
入札方法変更について	委員	早急に契約する理由は何か。
	事務局	地下鉄東西線の開業である。

「⑩仙台市富沢駅周辺土地区画整理事業6号公園整地外工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、富沢駅土地区画整理事業地内の公園整地である。</p> <p>工事内容は、区画整理事業で発生し、6号公園に仮置きした残土の処理、及び付帯工事を行うものである。</p> <p>契約方式は随意契約とした。</p> <p>随意契約の理由は、残土を近接する組合区画整理事業地内工事の盛土材として使用予定であったが、その工事が遅れていたため、使用できなくなった。しかし、土砂をそのままにしておくと、区画整理事業の換地処分できなくな</p>

		<p>るため、残土を処分することとなった。この公園は公園整備を行っており、その施工業者、遠藤吉照土建（株）と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく特命随意契約を行った。</p> <p>（詳細は資料 P52～53 参照）</p>
施工の遅れについて	委員	組合の工事の遅れがなければこの工事はなかったのか。
	事務局	そうである。
	委員	遅れた原因は何か。
	事務局	公園は富沢西地区であるが、富沢駅周辺の開発が遅れていたため、その工事現場に残土を使用できなくなったためである。
	委員	工期の遅れは、外的な要因か、見込みが甘かったためか。
	事務局	震災前は区画整理事業ができない状態であった。区画整理は所有者の土地の換地の問題が大きく、なかなか納得してもらえない。そのため、事業が遅れてしまうことがある。
処理予算について	委員	残土の処理は近隣の区画整理組合が行うこととなっていたのか。予算の中に処理分が入っていれば仙台市として 2 重に計上されているのではないか。
	事務局	区画整理事業は国からの補助金があるので市が過大に支払うことにはならない。
事業の発生について	委員	震災後新たに区画整理事業は発生したのか。
	事務局	新たな事業は蒲生北部地区の区画整理事業である。

全体をとおしての質疑応答

総合評価について	委員	ガス局の抽出案件⑧が総合評価でない理由は何か。
	事務局	<p>本来であれば予定価格が 5 千万円以上なので総合評価案件となるが、ガス配管工事等は価格要素以外の判断を行うことはなじまないと判断し、要領において対象外と規定している。</p> <p>理由としては、ガス局では工事人登録制度を採用している。これは一定のガス工事技術力を有していると認めた業者を登録しているものである。この登録業者でなければガス工事を行うことはできない。</p> <p>技術提案の評価は、ガス工事は、掘削して、配管する等内容が定型的でありガス漏れの無いよう決められた工法により施工するため技術提案にはあたらないと考えて、総合評価の対象外としている。</p>
	事務局	ガス局として総合評価の制度はあるが、ガス配管工事は対象外としている。市長部局でも災害復旧工事、解体工事は対象外としている。
	委員	予定価格が 5 千万円以上の場合は、原則総合評価案件となると聞いていたので、ガス局抽出案件が予定価格 7 千万円を超えるが総合評価案件ではないためその確認であった。ガス局にも総合評価制度はあるということによいか。

	事務局	そうである。
舗装工事について	委員	案件番号①、⑤で失格基準価格を合計した価格で入札している。これはこれで問題ないとの説明だがなんとなく腑に落ちない。制度改正時には検討してほしい。
	事務局	制度改正時には検討する。

(4) その他

「仙台市入札等監視委員会運営要領」の改正について

論点等	発言者	発言内容
説明	委員	「仙台市入札等監視委員会運営要領」の改正についてお諮りします。事務局から要領改正について提案を受けたものなので、事務局から説明願う。
	事務局	<p>「仙台市入札等監視委員会設置要綱」第8条に「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」と規定されている。この規定に基づいて「仙台市入札等監視委員会運営要領」が定められており、会議資料の様式等は、この要領に基づいているものである。</p> <p>要領の改正は2箇所であり1番目は「入札方式別発注工事一覧表」の記載項目の変更である。</p> <p>事務局から委員会に対して報告する様式「入札方式別発注工事一覧」中「契約金額」を「予定価格（税込）」に変更する。</p> <p>入札の経緯を委員会において審議するもので、予定価格（税込）が必要となるが要領が変更されていなかったためである。</p> <p>2番目は「抽出事案説明書」の記載項目の削除である。</p> <p>これは以前水野委員からいつもゼロになっていると指摘があったが「抽出事案説明書」中「無資格者数」及び「入札参加無資格理由」の項目を削除するものである。</p> <p>現在、入札参加資格の確認は、ほとんどの場合、入札後に落札候補者のみに行っており、無資格者数等を記載することがそぐわなくなっているため、項目を削除するものである。</p> <p>承認いただければ次回から改正後の様式を使用する。</p>
	委員	1番目、2番目とも実態に合わせるものだが、いかがか。
	委員	了承した。
	委員	では、了承頂いたので、次回からは新様式とする。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

①次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。

②次回の委員会の日程は、平成 28 年 1 月 28 日（木）14 時からの予定である。

7 閉会